

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		4,546	330,226,984
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		143	4,078,628
債 務 控 除 額		2,511	37,754,142
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		628	2,015,172
課 税 価 格		4,575	298,566,642
相 続 税 額	算 出 税 額	4,520	38,704,919
	2 割 加 算 額	329	482,077
	計	4,520	39,186,996
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	183	75,189
	配 偶 者	738	10,622,740
	未 成 年 者	59	15,664
	障 害 者	81	85,907
	相 次 相 続	186	226,131
	外 国 税 額	-	-
	計	1,162	11,025,630
差 引 税 額		3,971	28,161,366
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		48	249,181
小 計		3,960	27,912,185
農 地 等 納 税 猶 予 額		24	599,322
株 式 等 納 税 猶 予 額		12	172,181
申 告 納 税 額	納 付 税 額	3,951	27,219,916
	還 付 税 額	29	79,233
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,577	128,500,000

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 17 年 分	4,626 人	322,161,432 千円	50,644,503 千円	18,141,498 千円	4,021 人	31,737,116 千円	1,510 人
平成 18 年 分	4,513	300,679,264	41,125,944	11,598,243	3,872	28,707,088	1,525
平成 19 年 分	4,736	315,178,179	42,908,778	13,174,761	4,096	29,226,359	1,609
平成 20 年 分	4,665	303,756,791	42,075,610	12,313,302	4,017	29,076,964	1,580
平成 21 年 分	4,575	298,566,642	39,186,996	11,025,630	3,951	27,219,916	1,577

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
門司	64	3,893,708	54	228,657	24
若松	78	6,695,537	64	756,757	26
小倉	335	22,236,743	293	1,814,010	119
八幡	314	20,223,893	267	1,645,998	107
博多	276	21,069,219	255	2,747,188	85
香椎	398	24,244,379	337	1,648,494	135
福岡	511	36,536,585	441	4,262,311	176
西福岡	444	35,186,728	392	4,101,326	160
大牟田	143	7,306,343	126	432,953	48
久留米	333	20,381,343	283	1,553,303	115
直方	37	2,065,412	32	137,343	13
飯塚	54	2,793,094	40	162,584	19
田川	34	3,871,965	28	556,952	15
甘木	39	2,647,835	32	221,754	17
八女	69	4,565,409	56	406,564	27
大川	26	1,103,416	21	10,045	8
行橋	79	4,071,712	70	232,550	27
筑紫	299	16,655,667	270	1,295,554	95
福岡県計	3,533	235,548,988	3,061	22,214,343	1,216
佐賀	194	11,490,111	168	1,067,497	67
唐津	62	4,885,189	51	363,462	26
鳥栖	87	5,240,362	78	334,082	33
伊万里	42	2,098,959	33	100,657	14
武雄	68	3,399,825	57	183,569	24
佐賀県計	453	27,114,446	387	2,049,267	164
長崎	275	16,133,508	233	1,477,830	97
佐世保	100	6,983,039	90	529,546	32
島原	58	2,449,396	45	73,549	17
諫早	90	6,040,503	81	516,806	32
福江	20	857,607	14	50,045	6
平戸	13	1,504,531	12	164,023	4
壱岐	23	1,591,117	20	139,764	6
厳原	10	343,507	8	4,743	3
長崎県計	589	35,903,208	503	2,956,306	197
総計	4,575	298,566,642	3,951	27,219,916	1,577

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本年分	申 告 額	人 4,570	千円 296,040,675	人 3,937	千円 27,112,317	人 1,577	
	修正申告による増差額	77	2,063,163	139	509,103	56	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	33 △	462,804	43 △	401,504	17	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 4,575	297,641,034	実 3,951	27,219,916	実 1,577	
過年分	申 告 額	106	3,806,794	82	168,639	49	
	修正申告による増差額	804	13,523,783	1,132	3,284,311	440	
	更正による増差額	2	46,994	2	21,186	2	
	更正等による減差額	241 △	3,342,786	290 △	701,956	129	
	決 定 額	2	69,532	2	2,864	1	
	計	実 1,135	14,104,317	実 1,480	2,775,045	実 526	
合 計	申 告 額	4,676	299,847,469	4,019	27,280,956	1,626	
	修正申告による増差額	881	15,586,946	1,271	3,793,414	496	
	更正による増差額	2	46,994	2	21,186	2	
	更正等による減差額	274 △	2,879,982	333 △	1,103,460	146	
	決 定 額	2	69,532	2	2,864	1	
	計	実 5,710	312,670,959	実 5,431	29,994,961	実 2,103	

調査対象等： 「本年分」は平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成20年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年11月1日から平成22年6月30日までの間の申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を除く。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成19年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	34	3,986	18	5,439	6	10,802
過 年 分	832	190,323	82	13,631	114	399,492
合 計	866	194,309	100	19,070	120	410,294

5 - 2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課 税 価 格 階 級	被相続人の数	課 税 価 格	左 の う ち		納 付 税 額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1 億円以下	387	32,230,442	809,128	174,663	1,042,191	879
1 億円超	785	110,055,052	1,177,145	793,756	4,497,361	2,614
2 "	213	51,679,858	866,532	383,970	3,988,113	781
3 "	122	46,389,005	723,365	261,966	6,240,565	430
5 "	42	24,351,016	182,565	257,614	3,777,472	149
7 "	16	13,032,754	34,200	83,069	2,779,374	65
10 "	10	13,808,252	-	29,692	3,500,454	39
20 "	2	4,494,296	-	11,677	1,286,787	8
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合 計	1,577	296,040,675	3,792,935	1,996,408	27,112,317	4,965

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	11	75	141	118	42	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	1	54	146	274	184	80	27	14	2	-	1	2
2 "	-	8	28	66	68	25	10	5	1	1	1	-
3 "	-	6	22	33	43	7	8	-	2	-	1	-
5 "	-	2	6	17	9	5	1	1	-	-	1	-
7 "	1	-	2	2	4	4	2	1	-	-	-	-
10 "	-	1	-	2	3	4	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13	146	345	513	353	126	48	21	5	1	4	2

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	382	10,797,241
	畑（ ” ）	373	6,287,676
	宅地（借地権を含む。）	1,445	106,340,049
	山林	390	1,427,280
	その他の土地	423	9,246,943
	計	実 1,464	134,099,189
家屋、構築物		1,409	24,588,856
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	206	506,918
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	44	80,959
	売掛金	69	389,574
	その他の財産	152	2,587,247
	計	実 306	3,564,699
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	333	11,807,644
	同上以外の株式及び出資	875	11,706,253
	公債及び社債	406	9,944,250
	投資・貸付信託受益証券	535	9,157,812
	計	実 1,164	42,615,959
現金、預貯金等		1,564	78,126,587
家庭用財産		1,170	663,145
その他の財産	生命保険金等	437	16,226,639
	退職金及び功労金等	149	6,275,151
	立木	101	106,830
	その他	1,377	21,170,230
	計	実 1,426	43,778,849
合計		実 1,569	327,437,284
相続時精算課税適用財産価額		102	3,792,935
債務		1,436	33,464,968
葬式費用		1,543	3,720,984
計		実 1,558	37,185,952
差引純資産価額		実 1,571	294,044,267
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		329	1,996,408
課税価額		実 1,577	296,040,675

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。